

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-143 ステロイド長期服用中の腰痛症に対する骨塩定量検査の算定について

《令和 5 年 6 月 29 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対する D217 骨塩定量検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いの根拠

ステロイド長期服用中の副作用の一つに骨粗鬆症及びこれに伴う腰痛症があるが、骨塩定量検査は、厚生労働省通知※に「骨粗鬆症の診断及びその経過観察を行った場合であって、以下のアからカのいずれかに該当する患者については 4 月に 1 回に限り、その他の患者については 1 年に 1 回に限り算定する。

ア 骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して 1 年以内の場合

イ 新たに骨折した場合

ウ 関係学会のガイドラインで示されている骨折危険因子が新規に増えた場合

エ ビスホスホネート薬治療の中断を検討する場合

オ グルココルチコイド、アロマターゼ阻害薬、抗アンドロゲン薬、骨形成促進薬等、骨減少又は骨増加をきたす薬剤を投与する場合

カ 吸収不良、全身性炎症性疾患、長期不動、人工閉経等、骨減少又は骨増加をきたす疾患等を有する場合」と示されている。

以上のことから、ステロイド長期服用中の骨粗鬆症がない場合の腰痛症に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について